

# 新規上場申請のための四半期報告書

(第10期第1四半期)

自2021年7月1日  
至2021年9月30日

株式会社ギックス

# 目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報 .....	1
第1 企業の概況 .....	1
1 主要な経営指標等の推移 .....	1
2 事業の内容 .....	2
第2 事業の状況 .....	3
1 事業等のリスク .....	3
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 .....	3
3 経営上の重要な契約等 .....	4
第3 提出会社の状況 .....	5
1 株式等の状況 .....	5
(1) 株式の総数等 .....	5
(2) 新株予約権等の状況 .....	12
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 .....	12
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移 .....	12
(5) 大株主の状況 .....	12
(6) 議決権の状況 .....	13
2 役員の状況 .....	13
第4 経理の状況 .....	14
1 四半期財務諸表 .....	15
(1) 四半期貸借対照表 .....	15
(2) 四半期損益計算書 .....	16
第1 四半期累計期間 .....	16
2 その他 .....	24
第二部 提出会社の保証会社等の情報 .....	25

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 山道 裕己 殿
【提出日】	2022年2月22日
【四半期会計期間】	第10期第1四半期（自2021年7月1日 至2021年9月30日）
【会社名】	株式会社ギックス
【英訳名】	GiXo Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 網野 知博
【本店の所在の場所】	東京都港区三田一丁目4番28号三田国際ビル2階
【電話番号】	(03) 3452-1221 (代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部長 加部東 大悟
【最寄りの連絡場所】	東京都港区三田一丁目4番28号三田国際ビル2階
【電話番号】	(03) 3452-1221 (代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部長 加部東 大悟

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第10期 第1四半期累計期間	第9期
会計期間	自2021年7月1日 至2021年9月30日	自2020年7月1日 至2021年6月30日
売上高 (千円)	194,565	722,275
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△14,427	50,782
当期純利益及び 四半期純損失 (△) (千円)	△10,824	51,435
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—
資本金 (千円)	95,000	95,000
発行済株式総数 (株)	51,934	51,934
純資産額 (千円)	1,184,569	1,194,782
総資産額 (千円)	1,505,791	1,549,837
1株当たり当期純利益及び 四半期純損失 (△) (円)	△2.71	12.86
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	78.4	76.8

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
4. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
5. 当社は、2021年11月15日開催の取締役会決議により、2021年12月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これに伴い第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益を算出しております。

## 2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

また、第1四半期会計期間より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しております。

詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項(会計方針の変更)」に記載のとおりであります。

#### (1) 財政状態及び経営成績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、需要の落ち込みや企業活動の混乱が生じ、ワクチン接種の進捗などに伴い感染症の影響が徐々に和らいでいくも経済の回復ペースは緩やかなものに留まる状況が続いております。一方で、社会全体での業務のリモート化が進み、web会議などの各種取組が急速に浸透した結果、働き方改革が実現しつつあります。この動きの中で、通信環境などのインフラの整備のニーズが高まり、パソコンや基地局・5G関連などのデジタル関連財を中心に持ち直してきております。

また、AI・機械学習など新しい技術が適用される領域が拡大し、業務の進め方、働き方に大きな変革が起こる機運が高まっています。前述のリモートワークに加え、副業・兼業の広がりなども進み、多様な働き方が可能となりつつあり、これらの変革による労働生産性向上が期待されております。

このような市場環境の下、当社は「あらゆる判断を、Data-Informedに。」をパーパスとして掲げ、データを活用したクライアント企業の競争力強化を推進してまいりました。従前よりお取引のある大手顧客企業からの多くの大型案件受注を獲得し、また、新たな顧客開拓も進めることで売上成長を達成致しました。特に、機械学習を日常業務へ組み込む活動が、顧客企業へのデータを用いた判断の浸透に貢献していると考えます。

利益面においては、中長期的な成長に向けた即戦力人材の採用、研究開発への注力、上場準備に向けた管理機能強化などの領域において、積極的に戦略的投資を行いました。

以上の結果、当第1四半期累計期間の業績につきましては、売上高は194,565千円、営業損失は14,106千円、経常損失は14,427千円、四半期純損失は10,824千円となりました。

#### (資産)

当第1四半期会計期間末における総資産は、前会計年度末より44,046千円減少し、1,505,791千円となりました。これは主に、売掛金及び契約資産が34,839千円、現金及び預金が23,254千円減少したこと等によるものであります。

#### (負債)

当第1四半期会計期間末における総負債は、前会計年度末より33,833千円減少し、321,221千円となりました。これは主に、未払法人税等が15,138千円、長期借入金が12,501千円減少したこと等によるものであります。

#### (純資産)

当第1四半期会計期間末における総資産は、前会計年度末より10,212千円減少し、1,184,569千円となりました。これは主に、四半期純損失10,824千円を計上したこと等によるものであります。

#### (2) 研究開発活動

当第1四半期累計期間における当社の研究開発活動の金額は16,402千円（売上原価が6,786千円含まれております）であります。

なお、当第1四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	147,500
A種優先株式	60,000
B種優先株式	4,500
C種優先株式	8,000
計	220,000

(注) 2021年10月14日開催の取締役会決議に基づき、2021年11月14日付でA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式の取得及び消却を行いました。また、2021年11月15日開催の臨時株主総会決議により定款変更を行い、発行可能株式総数は200,000株となっております。さらに、2021年11月15日開催の取締役会決議に基づき、2021年12月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行い、発行可能株式総数は普通株式20,000,000株となっております。

##### ②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (2021年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2022年2月22日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	40,000	5,193,400	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
A種優先株式	5,710	—	非上場	注4
B種優先株式	2,612	—	非上場	注4
C種優先株式	3,612	—	非上場	注4
計	51,934	5,193,400	—	—

- (注) 1. 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する旨定款に定めております。
2. 2021年10月14日開催の取締役会においてA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2021年11月14日付で自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主にA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式は、2021年11月14日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。
3. 2021年11月15日開催の取締役会決議により、2021年12月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は5,141,466株増加し、5,193,400株となっております。
4. A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の種類の内容は以下のとおりであります。

##### 1. 剰余金の配当

当会社は、剰余金の配当を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたC種優先株式の保有者（以下「C種優先株主」という。）又はC種優先株式の登録株式質権者（以下「C種優先登録質権者」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株式の保有者（以下「B種優先株主」という。）及びB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録質権者」という。）、A種優先株式の保有者（以下「A種優先株主」という。）及びA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録質権者」という。）並びに普通株式の保有者（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、事業年度ごとにC種優先株式1株につき金2,000円の剰余金（ただし、C種優先株式の払込期日の属する事業年度においては、当該払込期日（同日を含む。）から当該事業年度の末日（同日を含む。）までの日数を365で除して得られる数を当該額に乗じて得られる額（1円未満を切り捨てる。）。以下「C種優先配当額」という。）を配当する。ただし、既に同じ事



業年度中に設けられた基準日よりC種優先株主又はC種優先登録質権者に対して剰余金の配当を行ったときは、その額を控除した額とする。

2 前項による配当の後、さらに剰余金の配当を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種優先登録質権者に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたC種優先株主及びC種優先登録質権者、A種優先株主及びA種優先登録質権者並びに普通株主及び普通登録質権者に先立ち、事業年度ごとにB種優先株式1株につき金765円の剰余金（ただし、B種優先株式の払込期日の属する事業年度においては、当該払込期日（同日を含む。）から当該事業年度の末日（同日を含む。）までの日数を365で除して得られる数を当該額に乗じて得られる額（1円未満を切り捨てる。）。以下「B種優先配当額」という。）を配当する。ただし、既に同じ事業年度中に設けられた基準日よりB種優先株主又はB種優先登録質権者に対して剰余金の配当を行ったときは、その額を控除した額とする。

3 前項による配当の後、さらに剰余金の配当を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録質権者に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたC種優先株主及びC種優先登録質権者、B種優先株主及びB種優先登録質権者並びに普通株主及び普通登録質権者に先立ち、事業年度ごとにA種優先株式1株につき金175円の剰余金（ただし、A種優先株式の払込期日の属する事業年度においては、当該払込期日（同日を含む。）から当該事業年度の末日（同日を含む。）までの日数を365で除して得られる数を当該額に乗じて得られる額（1円未満を切り捨てる。）。以下「A種優先配当額」という。）を配当する。ただし、既に同じ事業年度中に設けられた基準日よりA種優先株主又はA種優先登録質権者に対して剰余金の配当を行ったときは、その額を控除した額とする。

4 前項による配当の後、当会社が普通株式につき剰余金の配当を行う場合には、A種優先株主又はA種優先登録質権者に対して、A種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの剰余金の配当額と同額の配当を、B種優先株主又はB種優先登録質権者に対して、B種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの剰余金の配当額と同額の配当を、また、C種優先株主又はC種優先登録質権者に対して、C種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの剰余金の配当額と同額の配当を、それぞれ同順位で行う。

5 ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録質権者に対して行う1株当たりの配当の額がA種優先配当額に達しない場合、B種優先株主又はB種優先登録質権者に対して行う1株当たりの配当の額がB種優先配当額に達しない場合、及びC種優先株主又はC種優先登録質権者に対して行う1株当たりの配当の額がC種優先配当額に達しない場合、当該不足額はそれぞれ翌事業年度以降に累積しない。

6 A種優先株式の分割、無償割当て又は併合が行われた場合、A種優先配当額は以下のとおり調整されるものとする。本項における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

なお、「分割・無償割当て・併合の比率」とは、株式分割、株式無償割当て又は株式併合後のA種優先株式の発行済株式総数を株式分割、株式無償割当て又は株式併合前のA種優先株式の発行済株式総数で除して得られた数を意味するものとし、以下同じとする。

$$\begin{aligned} & \text{調整後のA種優先配当額} && 1 \\ & = \text{当該調整前のA種優先配当額} \times \frac{\quad}{\text{分割・無償割当て・併合の比率}} \end{aligned}$$

7 B種優先配当額は、前項の定めに基づいて調整されるものとし、前項の規定中「A種」とあるのは「B種」と読み替えて適用するものとする。

8 C種優先配当額は、第6項の定めに基づいて調整されるものとし、第6項の規定中「A種」とあるのは「C種」と読み替えて適用するものとする。

## 2. 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、C種優先株主又はC種優先登録質権者に対し、B種優先株主及びB種優先登録質権者、A種優先株主及びA種優先登録質権者並びに普通株主及び普通登録質権者に先立ち、C種優先株式1株につき、金200,000円（以下「C種優先分配額」という。）を支払う。

2 前項による分配の後、なお残余財産がある場合には、B種優先株主又はB種優先登録質権者に対し、C種優先株主及びC種優先登録質権者、A種優先株主及びA種優先登録質権者並びに普通株主及び普通登録質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、金76,570円（以下「B種優先分配額」という。）を支払う。

3 前項による分配の後、なお残余財産がある場合には、A種優先株主又はA種優先登録質権者に対し、C種優先株主及びC種優先登録質権者、B種優先株主及びB種優先登録質権者並びに普通株主及び普通登録質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、金17,500円（以下「A種優先分配額」という。）を支払う。

4 A種優先株式の分割、無償割当て又は併合が行われた場合、A種優先分配額は以下のとおり調整されるものとする。本項における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。また、B種優先分配額は、本項の定めに基づいて調整されるものとし、本項の規定中「A種」とあるのは「B種」と読み替

えて適用するものとする。また、C種優先分配額は、本項の定めに基づいて調整されるものとし、本項の規定中「A種」とあるのは「C種」と読み替えて適用するものとする。

$$\begin{aligned} & \text{調整後のA種優先分配額} \\ & = \text{当該調整前のA種優先分配額} \times \frac{1}{\text{分割・無償割当て・併合の比率}} \end{aligned}$$

5 当社は、前各項による分配の後、なお残余財産がある場合には、普通株主及び普通登録質権者、A種優先株主及びA種優先登録質権者、B種優先株主及びB種優先登録質権者並びにC種優先株主及びC種優先登録質権者に対して分配を行う。この場合、当社は、A種優先株主又はA種優先登録質権者に対しては、第3項の分配額に加え、A種優先株式1株につき、普通株主又は普通登録質権者に対して普通株式1株当たりに分配する残余財産分配額に「4. 普通株式を対価とする取得請求権に関する定め」に定めるA種取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配し、B種優先株主又はB種優先登録質権者に対しては、第2項の分配額に加え、B種優先株式1株につき、普通株主又は普通登録質権者に対して普通株式1株当たりに分配する残余財産分配額に「4. 普通株式を対価とする取得請求権に関する定め」に定めるB種取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配し、C種優先株主又はC種優先登録質権者に対しては、第1項の分配額に加え、C種優先株式1株につき、普通株主又は普通登録質権者に対して普通株式1株当たりに分配する残余財産分配額に「4. 普通株式を対価とする取得請求権に関する定め」に定めるC種取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配する。

### 3. 金銭を対価とする取得請求権に関する定め

A種優先株主、B種優先株主及びC種優先株主は、(i) 当社が当事者となる事業譲渡、事業譲受け、合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転に関する契約（分割計画書及び株式移転計画書等を含む。）が当社の取締役会若しくは株主総会において承認された場合、(ii) 当社の発行済株式総数の過半数の株式の譲渡が当社の取締役会において承認された場合、又は(iii) ある株式譲渡の結果、特定の株主（当該株主の子会社、関連会社、及び関係会社、並びに当該株主の親会社、その子会社、関連会社、及び関係会社、並びにそれらの取締役、監査役及び従業員を含む。）の議決権が当社の総株主の議決権の過半数となる場合における当該株式譲渡が当社の取締役会において承認された場合、かかる承認の日を初日として20日間（以下、本条において「取得請求期間」という。）に限り、保有するA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の全部又は一部を取得しその取得と引換えに本条の定めにより金銭を交付することを当社に請求することができる。

2 前項の請求は、その請求に係る株式数を記載した書面を当社に交付することにより行うものとし、取得請求期間の満了時に請求の効力が生じるものとする。

3 本条によるA種優先株式の取得と引換えに交付される金銭は、1株当たり金17,500円（以下「A種取得金額」という。）とし、B種優先株式の取得と引換えに交付される金銭は、1株当たり金76,570円（以下「B種取得金額」という。）とし、C種優先株式の取得と引換えに交付される金銭は、1株当たり金20,000円（以下「C種取得金額」という。）とする。

4 A種優先株式の分割、無償割当て又は併合が行われた場合、A種取得金額は以下のとおり調整されるものとする。本項における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。また、B種取得金額は、本項の定めに基づいて調整されるものとし、本項の規定中「A種」とあるのは「B種」と読み替えて適用するものとする。また、C種取得金額は、本項の定めに基づいて調整されるものとし、本項の規定中「A種」とあるのは「C種」と読み替えて適用するものとする。

$$\begin{aligned} & \text{調整後のA種取得金額} \\ & = \text{当該調整前のA種取得金額} \times \frac{1}{\text{分割・無償割当て・併合の比率}} \end{aligned}$$

5 本条による取得の請求があった場合、当社は取得請求期間の満了時において、その請求に係るA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式を取得するものとし、直ちにA種取得金額にその請求に係るA種優先株式数を乗じて得られた金額をA種優先株主に支払い、B種取得金額にその請求に係るB種優先株式数を乗じて得られた金額をB種優先株主に支払い、C種取得金額にその請求に係るC種優先株式数を乗じて得られた金額をC種優先株主に支払うものとする。

6 前各項の定めにかかわらず、分配可能額を超えてA種優先株主、B種優先株主及びC種優先株主から第1項に基づくA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の取得請求がなされた場合には、当社は、分配可能額の範囲内において、以下の定めに従いA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の一部を取得

する。

(1) 分配可能額が、取得請求のなされたC種優先株式に関するC種取得金額の合計額を下回る場合には、分配可能額をC種取得金額で除した株式数(1株未満の端数は切り捨てる。)に相当するC種優先株式についてのみ取得の効力が生じるものとし、その他の株式については取得請求がなされなかったものとみなす。なお、複数のC種優先株主より取得請求がなされた場合、各C種優先株主について取得請求の効力が発生するべき株式の数は、取得請求されたC種優先株式の数に応じて按分するものとする(なお、按分にあたり生じる1株未満の端数は切り捨て、取得請求がなされなかったものとみなす)。

(2) 分配可能額が、取得請求のなされたC種優先株式に関するC種取得金額の合計額以上となる場合で、かつ当該金額に取得請求のなされたB種優先株式に関するB種取得金額の合計額を加算した額を下回る場合には、まず取得請求のなされた全てのC種優先株式について取得の効力が生じるものとし、B種優先株式については、分配可能額からC種優先株主に交付されるC種取得金額の合計額を控除した金額をB種取得金額で除した株式数(1株未満の端数は切り捨てる。)についてのみ取得の効力が生ずるものとし、その他の株式については取得請求がなされなかったものとみなす。なお、複数のB種優先株主より取得請求がなされた場合には、各B種優先株主について取得請求の効力が発生するべき株式の数は、取得請求されたB種優先株式の数に応じて按分するものとする(なお、按分にあたり生じる1株未満の端数は切り捨て、取得請求がなされなかったものとみなす)。

(3) 分配可能額が、取得請求のなされたC種優先株式に関するC種取得金額の合計額と取得請求のなされたB種優先株式に関するB種取得金額の合計額とを合計した額以上となる場合で、かつ当該金額に取得請求のなされたA種優先株式に関するA種取得金額の合計額を加算した額を下回る場合には、まず取得請求のなされた全てのB種優先株式及びC種優先株式について取得の効力が生じるものとし、A種優先株式については、分配可能額からB種優先株主に交付されるB種取得金額の合計額とC種優先株主に交付されるC種取得金額の合計額を控除した金額をA種取得金額で除した株式数(1株未満の端数は切り捨てる。)についてのみ取得の効力が生ずるものとし、その他の株式については取得請求がなされなかったものとみなす。なお、複数のA種優先株主より取得請求がなされた場合には、各A種優先株主について取得請求の効力が発生するべき株式の数は、取得請求されたA種優先株式の数に応じて按分するものとする(なお、按分にあたり生じる1株未満の端数は切り捨て、取得請求がなされなかったものとみなす)。

#### 4. 普通株式を対価とする取得請求権に関する定め

A種優先株主は、A種優先株主となった時点以降いつでも、保有するA種優先株式の全部又は一部につき、当会社がA種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを当会社に請求することができる権利(以下「A種取得請求権」という。)を有する。その条件は以下のとおりとする。

##### (1) A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

A種優先株式1株の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の株式数(以下「A種取得比率」という。)は次のとおりとする。かかるA種取得請求権の行使により各A種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整を行う。

A種優先株式の基準価額

$$\text{A種取得比率} = \frac{\text{A種取得価額}}{\text{A種優先株式の基準価額}}$$

(2) 第1号のA種優先株式の基準価額及びA種取得価額は、当初17,500円とし、次条の規定による調整がなされた場合には、当該調整後の価額とする。

2 B種優先株主は、B種優先株主となった時点以降いつでも、保有するB種優先株式の全部又は一部につき、当会社がB種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを当会社に請求することができる権利(以下「B種取得請求権」という。)を有する。その条件は以下のとおりとする。

##### (1) B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

B種優先株式1株の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の株式数(以下「B種取得比率」という。)は次のとおりとする。かかるB種取得請求権の行使により各B種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整を行う。

B種優先株式の基準価額

$$\text{B種取得比率} = \frac{\text{B種取得価額}}{\text{B種優先株式の基準価額}}$$

(2) 第1号のB種優先株式の基準価額及びB種取得価額は、当初76,570円とし、次条の規定による調整が

なされた場合には、当該調整後の価額とする。

3 C種優先株主は、C種優先株主となった時点以降いつでも、保有するC種優先株式の全部又は一部につき、当会社がC種優先株式を取得すると引換えに普通株式を交付することを当会社に請求することができる権利（以下「C種取得請求権」という。）を有する。その条件は以下のとおりとする。

(1) C種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

C種優先株式1株の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の株式数（以下「C種取得比率」という。）は次のとおりとする。かかるC種取得請求権の行使により各C種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整を行う。

C種優先株式の基準価額

$$\text{C種取得比率} = \frac{\text{C種取得価額}}{\text{C種取得価額}}$$

(2) 第1号のC種優先株式の基準価額及びC種取得価額は、当初200,000円とし、次条の規定による調整がなされた場合には、当該調整後の価額とする。

## 5. 取得価額等の調整に関する定め

前条に定めるA種優先株式の基準価額及びA種取得価額は、以下の定めにより調整される。

(1) 株式の分割、無償割当て又は併合による調整

A種優先株式発行後、株式の分割、無償割当て又は併合を行う場合は、A種取得価額は以下の調整式に基づき調整される。調整後のA種取得価額は、株式分割の場合は割当基準日の翌日以降、株式無償割当ての場合は効力発生日（割当基準日がある場合はその日）の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。また、この場合A種優先株式の基準価額も、A種取得価額と同様に調整されるものとする。

$$\begin{aligned} & \text{調整後A種取得価額} \\ & = \text{当該調整前A種取得価額} \times \frac{1}{\text{分割・無償割当て・併合の比率}} \end{aligned}$$

(2) その他の調整上記に掲げた事由によるほか、次に該当する場合には、当会社は取締役会の決議に基づき、合理的な範囲においてA種取得価額及び／又はA種優先株式の基準価額の調整を行うものとする。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

① 資本金の額の減少、時価を超える価格での普通株式若しくは潜在株式等の有償取得、事業譲渡、事業譲受け、合併、会社分割、株式交換又は株式移転のためにA種取得価額の調整を必要とする場合。

② 潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合。ただし、潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

③ 潜在株式等にかかる第1号②に定める潜在株式等取得価額が修正される場合。

④ 上記のほか、当会社の普通株式数に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によってA種取得価額の調整が必要であると取締役会が判断する場合。

2 前条に定めるB種優先株式の基準価額及びB種取得価額は、前項の定めに基づいて調整されるものとし、前項の規定中「A種」とあるのは「B種」と読み替えて適用するものとする。

3 前条に定めるC種優先株式の基準価額及びC種取得価額は、第1項の定めに基づいて調整されるものとし、第1項の規定中「A種」とあるのは「C種」と読み替えて適用するものとする。

## 6. 普通株式を対価とする取得条項に関する定め

当会社は、当会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式上場」という。）の申請を行うことが取締役会で可決され、かつ株式上場に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、取締役会の定める日をもって、発行済のA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の全部を取得し、引換えにA種優先株主、B種優先株主及びC種優先株主に当会社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の数その他の条件については、上記「4. 普通株式を対価とする取得請求権に関する定め」及び「5. 取得価額等の調整に関する定め」の定めを準用する。ただし、A種優先株主、B種優先株主及びC種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第234条の定めに従うものとする。

## 7. 合併、株式交換又は株式移転の場合の措置

当会社は、当会社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、又は当会社が完全子会社となる株式交換

もしくは共同株式移転（以下、本条において「合併等」という。）をするときは、B種優先株主又はB種優先登録質権者、A種優先株主又はA種優先登録質権者及び普通株主又は普通登録質権者に先立ち、C種優先株主又はC種優先登録質権者に対し、C種優先株式1株につきC種優先分配額に相当する額の存続会社、新設会社又は完全親会社の株式及び金銭その他の財産（以下「割当株式等」という。）が割り当てられるようにする。

2 C種優先株主又はC種優先登録質権者に対して、C種優先分配額の全額に相当する額の割当株式等が割り当てられた後に、なお当会社の株主に割り当てられる割当株式等がある場合には、C種優先株主又はC種優先登録質権者、A種優先株主又はA種優先登録質権者及び普通株主又は普通登録質権者に先立ち、B種優先株主又はB種優先登録質権者に対し、B種優先株式1株につきB種優先分配額に相当する額の割当株式等が割り当てられるようにする。

3 B種優先株主又はB種優先登録質権者に対して、B種優先分配額の全額に相当する額の割当株式等が割り当てられた後に、なお当会社の株主に割り当てられる割当株式等がある場合には、C種優先株主又はC種優先登録質権者、B種優先株主又はB種優先登録質権者及び普通株主又は普通登録質権者に先立ち、A種優先株主又はA種優先登録質権者に対し、A種優先株式1株につきA種優先分配額に相当する額の割当株式等が割り当てられるようにする。

4 A種優先株主又はA種優先登録質権者に対して、A種優先分配額の全額に相当する額の割当株式等が割り当てられた後に、なお当会社の株主に割り当てられる割当株式等がある場合には、普通株主及び普通登録質権者、A種優先株主及びA種優先登録質権者、B種優先株主及びB種優先登録質権者並びにC種優先株主及びC種優先登録質権者に対して割当てを行う。この場合、A種優先株主又はA種優先登録質権者は、A種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの割当株式等の額に、その時点におけるA種取得比率を乗じた額の割当株式等の割当てを受け、B種優先株主又はB種優先登録質権者は、B種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの割当株式等の額に、その時点におけるB種取得比率を乗じた額の割当株式等の割当てを受け、C種優先株主又はC種優先登録質権者は、C種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの割当株式等の額に、その時点におけるC種取得比率を乗じた額の割当株式等の割当てを受ける。

## 8. 議決権

普通株主、A種優先株主、B種優先株主及びC種優先株主は、当会社株主総会において、議決権を有する。

## 9. 株式の分割、併合及び株主割当て等

当会社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式ごとに同時に同一の割合とする。

2 当会社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式の割当てを受ける権利を、B種優先株主にはB種優先株式の割当てを受ける権利を、C種優先株主にはC種優先株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。

3 当会社は、株主に募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株主にはB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、C種優先株主にはC種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。

4 当会社は、株主に株式無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式の無償割当てを、C種優先株主にはC種優先株式の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行うものとする。

5 当会社は、株主に新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本条において同じ。）の無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、C種優先株主にはC種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行うものとする。

6 当会社は、株式移転をするとき（他の株式会社と共同して株式移転をする場合を除く。）は、普通株主には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する普通株式と同種の株式を、A種優先株主にはA種優先株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行するA種優先株式と同種の株式を、B種優先株主にはB種優先株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行するB種優先株式と同種の株式を、C種優先株主にはC種優先株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行するC種優先株式と同種の株式を、それぞれ同時に同一割合で交付する。

7 第1項から第6項までの規定は、現にA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式を発行している場合に限り適用される。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2021年7月1日～ 2021年9月30日	—	51,934	—	95,000	—	967,325

(注) 2021年12月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っており、発行済株式総数は5,141,466株増加し、5,193,400株となっております。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 40,000	40,000	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる 株式であります。
完全議決権株式(その他)	A種優先株式 5,710	5,710	注1
完全議決権株式(その他)	B種優先株式 2,612	2,612	注1
完全議決権株式(その他)	C種優先株式 3,612	3,612	注1
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	51,934	—	—
総株主の議決権	—	51,934	—

(注) 1. 種類株式の内容については「第3 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ②発行済株式」をご覧ください。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。



## 第4【経理の状況】

### 1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第1四半期会計期間（2021年7月1日から2021年9月30日まで）及び第1四半期累計期間（2021年7月1日から2021年9月30日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

### 3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

### 4. 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

## 1 【四半期財務諸表】

## (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年6月30日)	当第1四半期会計期間 (2021年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,234,810	1,211,556
売掛金	207,682	—
売掛金及び契約資産	—	172,843
仕掛品	819	—
その他	8,337	18,646
流動資産合計	1,451,650	1,403,046
固定資産		
有形固定資産	57,678	57,992
投資その他の資産	40,508	44,752
固定資産合計	98,187	102,744
資産合計	1,549,837	1,505,791
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	50,004	50,004
未払法人税等	15,748	610
賞与引当金	4,000	400
受注損失引当金	—	864
その他	104,934	101,417
流動負債合計	174,687	153,296
固定負債		
長期借入金	145,825	133,324
資産除去債務	34,543	34,600
固定負債合計	180,368	167,924
負債合計	355,055	321,221
純資産の部		
株主資本		
資本金	95,000	95,000
資本剰余金	967,325	967,325
利益剰余金	128,158	117,945
株主資本合計	1,190,483	1,180,271
新株予約権	4,298	4,298
純資産合計	1,194,782	1,184,569
負債純資産合計	1,549,837	1,505,791

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自2021年7月1日 至2021年9月30日)
売上高	194,565
売上原価	117,334
売上総利益	77,231
販売費及び一般管理費	91,337
営業損失(△)	△14,106
営業外収益	
受取利息	4
雑収入	5
営業外収益合計	10
営業外費用	
支払利息	331
営業外費用合計	331
経常損失(△)	△14,427
税引前四半期純損失(△)	△14,427
法人税、住民税及び事業税	610
法人税等調整額	△4,212
法人税等合計	△3,602
四半期純損失(△)	△10,824

## 【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日企業会計基準委員会。以下「収益認識会計基準」という。)および「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日企業会計基準委員会)が2018年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用できることになったことにもない、当事業年度の期首から収益認識会計基準等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転したと判断した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。この適用により、従来は、検収時に一括で収益を認識していた契約のうち、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転することとなる要件に該当する場合には、顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり、収益を認識する方法に変更しています。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、第1四半期会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、第1四半期会計期間の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当第1四半期累計期間の売上高は38,195千円増加し、売上原価は23,526千円増加し、営業損失、経常損失及び税引前四半期純損失はそれぞれ14,668千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は612千円増加しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、第1四半期会計期間より「売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

(追加情報)

(財務制限条項)

当社は、2020年5月27日付で、株式会社りそな銀行との間で「金銭消費貸借契約」を締結しております。

この契約には下記の財務制限条項が付されておりますこれに抵触した場合は、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

(1)純資産維持

各事業年度の決算期の末日における当社の純資産の部の金額を前年同期比75%以上に維持すること。

(2)利益維持

各事業年度の決算期の末日における当社の損益計算書において、2期連続して営業損益、経常損益、当期最終損益の全てをマイナスにしないこと。

当該契約に基づく借入金残高は183,328千円であります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費は、次のとおりであります。

---

	当第1四半期累計期間 (自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)
減価償却費	1,883千円

---

(セグメント情報等)

**【セグメント情報】**

当第1四半期累計期間（自 2021年7月1日 至 2021年9月30日）

当社は、Data-Informed事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

当社は、Data-Informed事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)
一定期間にわたり移転される財又はサービス	194,565
顧客との契約から生じる収益	194,565
外部顧客への売上高	194,565



(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)
1株当たり四半期純損失(△)	△2.71円
(算定上の基礎)	
四半期純損失(△)(千円)	△10,824
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純損失(△)(千円)	△10,824
普通株式の期中平均株式数(株)	40,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2. 当社は、2021年11月15日開催の取締役会決議により、2021年12月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これに伴い当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純損失を算出しております。

(重要な後発事象)

(優先株式の取得及び消却)

当社は、2021年10月14日開催の取締役会においてA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2021年11月14日付で自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主にA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。

また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式は、2021年11月14日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。

(1) 取得及び消却した株式数

A種優先株式 5,710株

B種優先株式 2,612株

C種優先株式 3,612株

(2) 交換により交付した普通株式数 11,934株

(3) 交換後の発行済普通株式数 51,934株

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は2021年11月15日開催の取締役会にて、株式分割を行う旨を決議するとともに、単元株制度の導入に関する定款の一部変更について決議しております。

(1) 株式分割、単元株制度採用の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

(2) 株式分割の概要

①分割方法

2021年11月15日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき100株の割合をもって分割いたします。

②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数 51,934株

今回の株式分割により増加する株式数 5,141,466株

株式分割後の発行済株式総数 5,193,400株

株式分割後の発行可能株式総数 20,000,000株

③株式分割の日程

効力発生日2021年12月1日

④1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

(3) 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたします。

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年12月9日

株式会社ギックス  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所


指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

丸中 康宏 

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

浅井 則希 

## 監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ギックスの2021年7月1日から2022年6月30日までの第10期事業年度の第1四半期会計期間（2021年7月1日から2021年9月30日まで）及び第1四半期累計期間（2021年7月1日から2021年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ギックスの2021年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

## 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上